

令和元年 8 月 6 日

会員（保護者）の皆様へ

長井水泳連盟・長井スイミングセンター
会 長 青 木 芳 夫



消費税法改定等に伴う会費の変更について（ご案内）

夏祭りの賑わう今日この頃、皆様には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。
また、当連盟主宰の水泳教室にはご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、消費税法の一部が改定され、令和元年 10 月 1 日から消費税が 10%になる事はご承知の事と存じます。これに伴い、水泳教室に係る消費税率も 10%が適用される事となりました。

また、これまで会費の口座振替に要する払込み料金は、サービスの一環として当方が負担して参りましたが、「ゆうちょ銀行」では今年 4 月から値上げになっており、誠に申し訳ございませんが水泳教室の安定運営の為、この払込み料金も併せてご負担頂きます様、お願い申し上げます。

つきましては、月会費の変更金額について下記の通りご案内いたしますので、何卒ご理解とご協力を賜ります様宜しくお願い申し上げます。

記

1 会 費

		幼・小・中・高			成人		
		週1回	週2回	週3回以上	週1回	週2回	週3回以上
会費	現行	4,644	7,668		5,616		
	改定	4,785	7,865		5,775		
	増減	141	197	0	159	0	0
減免会費	現行	3,240	4,860	6,372	4,212	6,588	7,020
	改定	3,355	5,005	6,545	4,345	6,765	7,205
	増減	115	145	173	133	177	185

入会金	現行	3,240	休会費	現行	1,080
	改定	3,300		改定	1,155
	増減	60		増減	75

※ バスを利用しない方は減免会費となります。

2 適 用 令和元年 10 月分の会費から

※ 当センターの会費は、前月の 20 日に会費の口座振替を行っておりますので、
10 月分会費の振替日（9 月 20 日）から改定となります。

【本件に関するお問合せ先】 長井スイミングセンター TEL：0238-88-1632